

■保育所・認定こども園の保育料について

保育所・認定こども園の0歳児から2歳児クラスの保育料は両親(祖父母が「家計の主宰者」と認められる場合は祖父母)の市町村民税の課税状況に応じた負担が基本となります。また、保育料は保育の必要量(保育標準時間・保育短時間)に応じた2つの区分で設定されます。

4月～8月分の保育料は前年度市町村民税、9月～3月の保育料は当該年度市町村民税を基に算定します。
※市町村民税所得割額には、配当控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除、配当割額控除および株式等譲渡所得割額控除等の税額適用はありません。

※旧年少扶養控除等による再算定は行いません。

《幼稚園・認定こども園短時部の保育料と給食費》(1号認定)

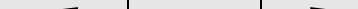
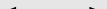
●保育料の無償化について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園および認定こども園(3歳児から5歳児クラス)の保育料が無償となりました(幼稚園の満3歳児クラスも対象となります)。ただし、保護者会費や給食費等は、無償化対象外となります。

●多子減免について(給食費)

・年収 360 万円未満相当世帯の子どもと次の場合による第3子以降の子どもにかかる給食費は免除となります。

① 下表の例のように同一世帯で年少から小学校3年までの範囲内に子どもが3人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子および第2子は全額負担となりますが、第3子以降は給食費が免除となります。【国制度】

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生
			第3子 免除		第2子			第1子	
対象外									対象外

② 市町村民税・所得割額が 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯の場合、生計を一にする第1子の年齢にかかわらず上の子から数えて在園児が第3子以降なら無料となります。【県制度】



《保育所・認定こども園長時部の保育料と給食費》 3・4・5歳児クラスの場合(2号認定)

●保育料の無償化について

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化に伴い、保育園および認定こども園の3歳児から5歳児クラスに在籍する子どもの保育料が無償となりました。ただし、保護者会費や給食費等は、無償化対象外となります。

●3歳児から5歳児クラスの多子減免について(給食費)

・年収 360 万円未満相当世帯(市町村民税所得割額が 57,700 円未満)の子どもと次に該当する第3子以降の子どもにかかる給食費は免除となります。

- ① 同一世帯で小学校就学前の子どもが3人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントし、第1子と第2子は全額、第3子以降は無料となります。【国制度】
- ② 市町村民税・所得割額が57,700円以上97,000円未満の世帯の場合、生計を一にする第1子の年齢にかかわらず上の子から数えて在園児が第3子以降なら無料となります。【県制度】
- ③ 多賀町では多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の保育所等(保育所・認定こども園)の給食費について無償化を実施しています。要件や申請手続き等の詳細は別途ご案内します。無償化の適用を受ける場合は、申請書の提出が毎年度必要となりますので、該当される場合は、申請書の提出をお願いします。【町制度】



《保育所・認定こども園長時部の保育料と給食費》 0・1・2歳児クラスの場合(3号認定)

●保育料の無償化について

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化に伴い、保育園および認定こども園の0歳児から2歳児クラスに在籍する住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償となりました。

ただし、保護者会費や給食費等は、無償化対象外となります。なお、0歳児から2歳児クラスの場合、給食費はこれまで通り下表の保育料に含まれます。

●利用者負担額表(保育所・こども園長時部の0歳児から2歳児クラス保育料)

国 階 層	世帯の階層区分		0歳児から2歳児クラス保育料基準額(月額:円)	
	階 層	定義	保育標準時間認定	保育短時間認定
1	A	生活保護世帯	0	0
2	B	市町村民税非課税世帯	0	0
3	C1	均等割のみ課税世帯	13, 000	12, 800
	C2	所得割額が右区分の世帯	48, 600円未満	18, 500
4	D1		72, 800円未満	22, 000
	D2		97, 000円未満	27, 000
5	D3		133, 000円未満	33, 000
	D4		169, 000円未満	38, 200
6	D5		235, 000円未満	45, 600
	D6		301, 000円未満	52, 000
7	D7		397, 000円未満	64, 000
8	D8		397, 000円以上	69, 000

※保育料は保育の必要量(保育標準時間認定・保育短時間認定)に応じて金額が異なります。

- ・保育標準時間認定とは…1日に最大11時間までの範囲で、保育を必要とする時間を利用
- ・保育短時間認定とは……1日に最大8時間までの範囲で、保育を必要とする時間を利用

●0歳児から2歳児クラスの多子減免について(保育料)

・次に該当する第3子以降の子どもにかかる保育料は免除となります。

※0歳児から2歳児クラスの場合、給食費はこれまで通り保育料に含まれます。

- ① 同一世帯で小学校就学前の子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ② 市町村民税・所得割額が57, 700円未満の世帯の場合、生計を一にする第1子の年齢にかかわらず上の子から数えて在園児が第2子なら半額、第3子以降なら無料となります。
- ③ 市町村民税・所得割額が57, 700円以上97, 000円未満の世帯の場合、生計を一にする第1子の年齢にかかわらず上の子から数えて在園児が第3子以降なら無料となります。

●ひとり親世帯・障がい児(者)のいる世帯の保育料負担軽減

市町村民税・所得割額が77,101円未満の母(父)子世帯や在宅障害児(者)のいる世帯等については、在園児が第1子の場合の保育料は下表のとおり軽減されます。

また、生計を一にする第1子の年齢にかかわらず、在園児が第2子以降なら保育料は無料となります。

国 階 層	世帯の階層区分		0歳児から2歳児クラス保育料基準額(月額:円)	
	階層	定義	保育標準時間認定	保育短時間認定
2	B	市町村民税非課税世帯	0	0
3	C1	均等割のみ課税世帯	6,000	5,900
	C2	所得割額 48,600円未満	8,500	8,350
4	D1	所得割額 72,800円未満	9,000	8,750
	D2	所得割額 77,101円未満 の場合に限る	9,000	9,000

■保育料算定にかかる家計の主宰者について

幼稚園・保育所(認定こども園)利用者負担額表(以下「保育料表」という。)に規定する入所児童の属する世帯の階層区分の認定にあたり、入所児童の両親(祖父母が「家計の主宰者」と認められる場合は祖父母)の市町村民税の課税額の合計により階層区分を決定します。

●家計の主宰者の認定基準

家計の主宰者は、次の各号に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 両親世帯(父母ともいる世帯)においては、父または母のうち収入金額の多い者。ただし、父および母の収入金額の合算額が103万円を超えない場合は、児童と同一の世帯に属して生計を一にしている父母以外の扶養義務者のうち、父母の収入金額の合算額を超える者(2人以上いる場合は収入金額が最多の者)。
- (2) ひとり親世帯(母子、父子世帯)においては、父または母とする。ただし、父または母の収入金額が103万円を超えない場合は、児童と同一の世帯に属して生計を一にしている父母以外の扶養義務者のうち、父または母の収入金額を超える者(2人以上いる場合は収入金額が最多の者)。
- (3) 前2号のいずれにも該当する者がいないときは、児童を健康保険等の扶養としている者、または家計の主宰者として認定することが適当と認められる者。

■市町村民税額を証明する書類の提出について(保育所・幼稚園・認定こども園共通)

転入等により多賀町に税情報が無い場合については、1月1日時点で住民登録をされていた自治体に税情報を求めることとさせていただきますが、下の例1. 例2. 等による場合は課税証明書等の提出を求める場合がありますので、ご理解ください。

1. 保護者が町外に居住されている場合

「市町村民税課税証明書(ご両親分)」が必要です。

入所前年度の1月1日時点の住所地の市区町村役場税務担当課で取得してください。

2. 国外に居住されていて、市町村民税が課税されていない場合

国外での年間収入額が確認できる書類をご提出ください。

※多賀町で市町村民税情報が確認できない場合は、保育料が最高額になります。